

○松茂町わくわく移住支援事業補助金交付要綱

令和元年7月1日
要綱第24号

(趣旨)

第1条 松茂町への移住及び定住を促進するため、徳島県と連携して実施する移住支援事業に要する経費について、予算の範囲内において松茂町わくわく移住支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、松茂町補助金交付規則(昭和52年規則第4号)及び徳島わくわく移住・創業パッケージ支援事業実施要領(平成31年4月26日付け地方第50号地方創生局地方創生推進課長通知。以下「徳島県実施要領」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次に掲げるいずれかの地域を含む市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市を除く。)町村の地域をいう。
 - イ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
 - ロ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
 - ハ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島
 - ニ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - ホ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域
- (3) マッチングサイト 徳島県実施要領第5-2-(1)に規定する「ジョブナビとくしま」をいう。
- (4) テレワーク 情報通信技術を活用し、自宅等において業務を行う方法をいう。
- (5) 専門人材 プロフェッショナル人材事業(徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点が民間人材ビジネス事業者を介して実施する人材マッチング事業をいう。)及び先導的人材マッチング事業(地方創生支援事業費補助金(先導的人材マッチング事業)交付要綱に基づき、地域企業の経営課題等を把握している地域金融機関等が人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者と連携して実施する人材マッチング事業をいう。)を利用して就業した者をいう。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、2人以上の世帯の場合にあつては100万円(以下「世帯向けの補助金額」という。)、単身の場合にあつては60万円とする。ただし、

18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるイからハまでの全てに該当すること。

イ 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

ロ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月26日以降に本町に転入したこと。
- ② 補助金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- ③ 本町に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ハ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 徳島県が定めるみんなでリスタート！徳島移住促進支援金制度による支援金の給付を受けていない者で、今後も受ける予定がないものであること。
- ④ 徳島県及び松茂町が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

イ 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 就業先が、徳島県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人等（以下「補助金対象法人等」という。）であ

- ること。
- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
 - ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて補助金対象法人等に就業し、申請時において当該法人等に連続して3か月以上在職していること。
 - ⑤ 補助金対象法人等への応募が、補助金対象法人等として掲載された日以降であること。
 - ⑥ 就業先に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - ⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ロ 専門人材の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - ② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
 - ③ 就業先に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) 創業に関する要件 徳島県実施要領第6に規定する創業支援補助金の交付決定を受け、かつ、当該交付決定の日から1年以内であること。
- (4) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- イ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - ロ 地方創生テレワーク交付金（地方創生テレワーク交付金要綱（令和3年2月9日付け府地創第34号）に規定する交付金をいう。）を活用した取組により、所属先企業等から給与等の支払を受けていないこと。
- (5) 関係人口に関する要件 漁業及び水産加工業の振興に係る事業関係者として深く本町に関わりを持つ者として認められる者であり、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- イ 漁業及び水産加工業の振興に係る事業関係者として深く本町に関わりを持つ者であることの根拠となる書面又は資料等の提出が可能であること。
 - ロ 転入後、松茂町内において新たに専業として漁業及び水産加工業に就業し、申請時において連続して3か月以上その就業が継続している状況を確認することが可能な書面又は資料等の提出が可能であること。
 - ハ 松茂町内の漁業協同組合の正組合員の資格を有し、就業して1年以内で年齢50歳未満の者であること。
 - ニ 補助金の申請日から5年以上、継続して松茂町内で就業する意思を有

していること。

- 2 補助対象者は、世帯向けの補助金額を申請しようとする場合は、前項の規定に加え、次の要件を満たすものとする。

世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

イ 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

ロ 補助対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ハ 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月26日以降に転入したこと。

ニ 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

ホ 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

- 第5条 補助対象者は、次に掲げる書類を、補助金の交付を受けようとする年度の2月末日までに、町長に提出しなければならない。

(1) 提示により本人確認ができるもの

(2) 松茂町わくわく移住支援事業補助金交付申請書(様式第1号)

(3) 移住元の住民票の除票の写し(移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類。なお、世帯向けの補助金額を申請しようとする場合は、補助対象者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

(4) 提示により補助金の振込先を確認できるもの

(5) 前各号に定めるもののほか、町長が特に必要と認める書類

- 2 前項に加え、補助対象者が、日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するものを提出しなければならない。

- 3 第1項に加え、補助対象者が前条第1項第2号の要件に基づき申請する場合は、就業証明書(様式第2号)を提出しなければならない。

- 4 第1項に加え、補助対象者が前条第1項第3号の要件に基づき申請する場合は、徳島わくわく創業支援事業補助金交付決定通知書の写しを提出しなければならない。

- 5 第1項に加え、補助対象者が前条第1項第4号の要件に基づき申請する場合は、就業証明書(様式第2号の2)を提出しなければならない。

- 6 第1項に加え、補助対象者が前条に定める要件のうち、東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者である場合は、東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できるもの)を提出しなければならない。

- 7 第1項に加え、補助対象者が前条に定める要件のうち、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主である場合は、開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できるもの)又は個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できるもの)を提出しなければな

らない。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、松茂町わくわく移住支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該補助対象者に通知する。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、町の指定する請求書を提出し、町長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 補助金の交付を受けた者は、申請してから5年を経過するまでは、毎年3月中に現況届(様式第4号)に住民票の写しを添付して、町長に提出しなければならない。

2 前項に加え、第4条第1項第2号の要件に基づき補助金を申請した者は、申請してから1年を経過した後、申請時に提出した様式と同一様式の就業証明書(様式第2号又は様式第2号の2)を町長に提出しなければならない。

3 補助金の交付を受けた者が、勤務、転勤、出向、研修又はその他特別な事情により、一時的に松茂町を1か月以上の長期にわたって転出する場合には、一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市区町村へ転出することの証明書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

4 徳島県及び松茂町は、徳島県わくわく移住・創業パッケージ支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、徳島県わくわく移住・創業パッケージ支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして徳島県及び松茂町が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請が明らかになった場合

(2) 補助金の申請日の翌日から起算して3年を経過する日前に松茂町から転出した場合

(3) 補助金の申請日の翌日から起算して1年を経過する日前に補助金の要件を満たす職を辞した場合

(4) 第4条第1項第3号の交付決定を取り消された場合

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、松茂町わくわく移住支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(返還請求)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして徳島県及び松茂町が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

- イ 虚偽の申請等をした場合
- ロ 補助金の申請日の翌日から起算して3年を経過する日前に松茂町から転出した場合
- ハ 補助金の申請日の翌日から起算して1年を経過する日前に補助金の要件を満たす職を辞した場合
- ニ 創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

補助金の申請日の翌日から起算して5年を経過する日前に松茂町から転出した場合（前号ロ及びハに掲げる場合を除く。）

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、徳島県と松茂町が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年要綱第15号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第4条第1号イの規定は、令和2年4月1日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年要綱第38号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の松茂町わくわく移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年10月1日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年要綱第7号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の松茂町わくわく移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年要綱第9号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

松茂町長

松茂町わくわく移住支援事業補助金交付申請書

松茂町わくわく移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

ふりがな		性別	生年月日
氏名	印		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は、同時に移住した家族のうち、18歳未満の世帯員の人数	人
移住支援金の種類	一般・ 専門人材	就業	創業	テレワーク 関係人口

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

別紙1「松茂町わくわく移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A 誓約する	B 誓約しない
別紙2「松茂町わくわく移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A 同意する	B 同意しない
申請日から5年以上継続して松茂町に居住し、かつ、就業し、又は創業する意思について	A 意思がある	B 意思がない
徳島県が交付する「みんなでリスタート！徳島移住促進支援金」の給付について	A 受けておらず今後受ける予定がない	B 受けている又は今後受ける予定がある
（一般就業の場合のみ記載） 就業先の法人等の代表者、取締役等の経営を担う者との関係	A 3親等以内の親族に該当しない	B 3親等以内の親族に該当する
（専門人材の場合のみ記載） 現在の就業は、目的達成等による離職を前提とするか	A 離職することが前提ではない	B 離職することが前提である
（テレワーカーの場合のみ記載） テレワークに係る移住先の選定について	A 自己の意思による	B 所属先企業等からの命令による

※ 各種確認事項のBに○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤履歴

※ 5 年以上の在勤履歴を記載

※ 通学期間加算がある場合は、通学期間も記載

期間 (年月日～年月日)	就業 (通学) 先名称	就業 (通学) 先所在地

※東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の支給対象とならない場合があります (移住前の勤務先を辞職後、住民票を移すまでの間に、東京 23 区以外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は、原則として要件を満たしません)。

※雇用保険の被保険者について…常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、①1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、②31 日以上雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

様式第1号 別紙1

松茂町わくわく移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 松茂町わくわく移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、松茂町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の場合には、松茂町わくわく移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 補助金の申請日から3年未満に松茂町外に転出した場合：全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に松茂町外に転出した場合：半額

様式第1号 別紙2

松茂町わくわく移住支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

徳島県及び松茂町は、松茂町わくわく移住支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、徳島県及び松茂町は、当該個人情報について、徳島県及び県内市町村並びに全国で地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して実施する移住支援事業の円滑な実施や、当該事業の国への報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号（第5条、第8条関係）

年 月 日

松茂町長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者
印

就 業 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者、取締役等の経営を担う者との関係 (※マッチングサイト掲載求人の場合)	3 親等以内の親族に該当しない
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業 ※事業者が負担した転居費用 (円)

松茂町わくわく移住支援事業補助金に関する事務のため、上記勤務者の勤務状況などの情報を、松茂町の求めに応じて、徳島県及び松茂町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の2（第5条、第8条関係）

年 月 日

松茂町長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者
印

就 業 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務先所在地 (移住後)	
勤務先電話番号	
移住の意思	当該勤務者の松茂町への移住は、勤務先の命令によるものではない
テレワーク交付金	地方創生テレワーク交付金を活用した取組による資金提供はない
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用

松茂町わくわく移住支援事業補助金に関する事務のため、上記勤務者の勤務状況などの情報を、松茂町の求めに応じて、徳島県及び松茂町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

松茂町長

松茂町わくわく移住支援事業補助金交付決定通知書

松茂町わくわく移住支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり補助金を交付することを決定します。

補助金額 _____ 円

（備考）

- 1 松茂町は、松茂町わくわく移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、次の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に松茂町外に転出した場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に松茂町外に転出した場合：半額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

- 2 松茂町は、松茂町わくわく移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、又は関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

様式第4号(第8条関係)

現 況 届

松茂町長

年 月 日

届出人 (補助金 受給者)	ふりがな		連絡先	日中連絡の取れる電話番号
	氏 名	㊞		() - ※必ず記入してください。

現在の住所	〒 -
-------	-----

※現在の住所地を確認するため、住民票の写しを1部添付してください。

※転出先に居住されていることを確認するため、転出先の住民票担当課への問合せや転出先の立入調査等を行う場合があります。

※松茂町内での居住が確認できない場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じる場合があります。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

松茂町長

住所

申請者氏名

印

電話番号

一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市区町村へ転出することの証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
一時的転出先（勤務先等）の所在地	
一時的転出先（勤務先等）の電話番号	
転出理由 ※いずれかに✓してください。	一時的な勤務先の変更 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 出向 <input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> （その他の内容 _____）
転出の期間	年 月 日～ 年 月 日
一時的な転出の内容 ※両方に✓してください。	<input type="checkbox"/> 他の市区町村に転出する期間が1年以内であること。 転出した者は、転居先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること。

※勤務者に対して補助金を支給した松茂町担当課から、転出前の就業先又は一時的な転出先（勤務先等）に就業等の状況を確認する場合があります。

一時的な転出ではないことが明らかになった場合、勤務者に対して補助金の全額又は半額の返還を求める場合があります。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

様

松茂町長

松茂町わくわく移住支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定した当該補助事業について、補助金交付決定を取り消したので、松茂町わくわく移住支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 補助事業の名称

松茂町わくわく移住支援事業

2 補助事業受給者名

3 交付決定取消しの理由

4 補助金返還額

円

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第5条、第8条関係)
様式第2号の2 (第5条、第8条関係)
様式第3号 (第6条関係)
様式第4号 (第8条関係)
様式第5号 (第8条関係)
様式第6号 (第9条関係)